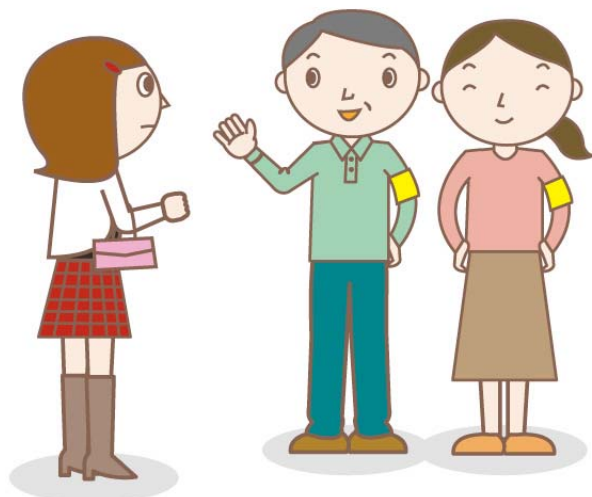


---

研修教材

# 少年警察ボランティア について



2007年12月  
警察庁

---

# はじめに

地域の少年たちの健全な育成を願い、  
ボランティアに従事したいと考える方や、  
従事して間もない方のために、  
少年警察ボランティアの目的と活動内容を  
わかりやすくまとめました。  
研修用の「教材」としてはもちろん、  
現在の活動内容を見直したり、  
新たな活動を展開する際の「参考資料」としても  
ぜひご活用ください。

平成19年12月

警察庁生活安全局少年課



---

## 目次

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 第1章 「少年警察ボランティア」とは  | P4  |
| 第2章 少年警察ボランティアの活動の場 | P7  |
| 活動の心構え              | P8  |
| 街頭補導活動              | P9  |
| 相談活動                | P14 |
| 少年の活動機会の提供と居場所づくり   | P16 |
| 被害少年支援              | P17 |
| 広報啓発活動              | P18 |
| 第3章 街頭補導Q&A         | P19 |
| 第4章 資料編             | P23 |
| 関係機関等のホームページ紹介      | P24 |
| 用語解説                | P25 |



---

# 第1章

## 「少年警察ボランティア」とは



# 「少年警察ボランティア」とは

少年警察ボランティアは、少年の非行防止や健全な育成に欠かせない、大切な存在です。「地域の少年は、地域で育てる」を基本理念に、警察から委嘱された多くの民間スタッフが都道府県・市町村・学校などと連携してボランティア活動に従事しています。



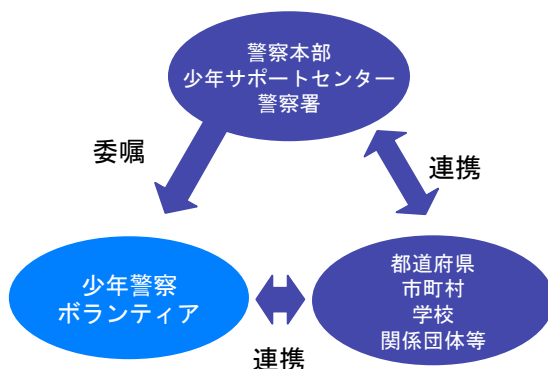
## ■意義

少年の非行防止・健全育成のためには、警察などの行政機関のみならず、地域住民自らが「地域の少年は地域で育てる」との意識を持って自発的な取組を行うことが必要です。このため、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域の方々が、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動（以下「健全育成活動」と言います。）に当たっています。これらの方々を総称して、「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

警察では、少年警察ボランティアを少年の健全育成のための重要なパートナーと位置付けており、協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。

## ■主な名称と委嘱内容

少年警察ボランティアの代表的な名称は、「少年補導員」、「少年指導委員」、「少年警察協助力員」ですが、それ以外の名称で呼ばれる場合もあります。また、少年と年齢が近い大学生等にボランティアを委嘱するようなケースも増えています。



| 代表的な名称   | 委嘱内容  |
|----------|---|
| 少年補導員    | 警察本部長等からの委嘱を受け、地域における街頭補導活動、有害環境浄化活動など、幅広い非行防止活動に従事しています。                         |
| 少年指導委員   | 風営適正化法(※1)に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動等に従事しています。 |
| 少年警察協助力員 | 警察本部長等からの委嘱を受け、暴走族などの非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談等に従事しています。                |

※1: 風営適正化法

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」のことです。少年を有害な風俗環境の影響から守るため、補導や風俗営業等への立入りを行う少年指導委員制度は、この法律により設けられています。



## ■ 主な活動の場

少年警察ボランティアは、街頭補導活動や相談活動、被害少年支援など、様々な場で、力を発揮しています。

| 活動分野                | 活動内容  |
|---------------------|---|
| ① 街頭補導活動            | 公共の場所等において不良行為少年等に対し、助言・指導などを行います。                      |
| ② 相談活動              | 少年や保護者等からの相談を受け、助言・指導などを行います。                           |
| ③ 少年の活動機会の提供と居場所づくり | 少年に対しスポーツ活動や社会奉仕活動等への参加を呼びかけ、居場所づくり活動を推進します。            |
| ④ 被害少年支援            | いじめや性犯罪などの被害を受けた少年に対し、心の傷が癒されるよう、専門家と連携しつつ、継続的な支援を行います。 |
| ⑤ 広報啓発活動            | 地域全体の非行防止や防犯などを推進するために、パンフレットの配布やイベントの開催など、様々な活動を行います。  |

## ■ 対象となる少年

少年警察ボランティア活動の対象となる「少年」は、20歳未満の者となります。外国人少年であっても、もちろん対象となります。

なお、各種法律における「少年」と「児童」等についての考え方は下の表のとおりです。



| 根拠法令               | 呼称等    | 定義                      |
|--------------------|--------|-------------------------|
| 少年法                | 少年     | 20歳に満たない者               |
| 刑法                 | 刑事未成年者 | 14歳に満たない者の行為は、罰しない      |
| 民法                 | 成年     | 年齢20歳をもって、成年とする         |
| 児童福祉法(※1)          | 児童     | 満18歳に満たない者              |
|                    | 少年     | 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者 |
| 児童虐待の防止等に関する法律(※2) | 児童     | 18歳に満たない者               |

※1: 児童福祉法

児童の福祉を保障するために、乳幼児の保健の改善、母体の保護、未熟児の養育、身体障害児の育成医療や、児童福祉施設の設置についての国・都道府県の義務を定めた法律です。

※2: 児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待の防止や児童虐待を受けた児童の保護のための施策等を定め、施策を促進することを目的とし、児童相談所による立入調査など様々な措置を規定しています。